

電動車いす安全研究会の議事等の公開等について（案）

1. 議事について

当研究会は個別企業の経営秘密・利害に関する事項や事故情報等の個人情報に関する事項等が含まれる事案を審議、検討することとなることから、電動車いす安全研究会運営要領（以下、「要領」という。）第17条の規定に基づき、当研究会の議事は非公開とする。

2. 議事録及び議事要旨について

議事録は原則非公開とする。ただし、議事要旨は会議後に公開することとする。

3. 配布資料について

当研究会における配付資料については原則公開とするが、個別企業の経営秘密・利害に関する事項や事故情報等の個人情報に関する事項等が含まれる場合については、当研究会で公表することを決定した資料を除き、原則非公開とする。

4. その他

公益上、真に必要があると認められるときは、委員長の判断により、議事、議事録、議事要旨及び配付資料等を公開することができるものとする。